

◆**定率減税の廃止**
 平成11年から景気対策のために実施されてきた「定率減税」が、国の税制改正により所得税は1月分から、住民税は6月分から廃止されます。

◆**高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置**
 平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する住民税の非課税措置が平成18年度分から廃止となつたことに伴い、平成18年度は本来の税額に対して3分の1を減額する措置がとられています。ただし、平成20年度分からは、減額措置は廃止されます。

◆**その他の税制改正**
 平成11年から景気対策のために実施されてきた「定率減税」が、国の税制改正により所得税は1月分から、住民税は6月分から廃止されます。

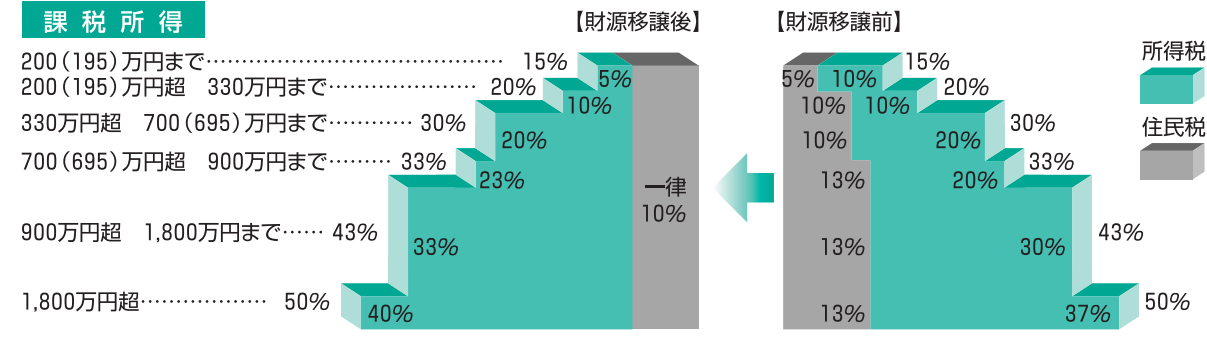
適用されているので、サラリーマンなどの給与所得者のほとんどは1月の給与から、年金受給者で年金から天引きされている方は2月に受け取る年金から所得税が減っています。また、確定申告をされる方は、平成19年分(平成20年の申告)から改正後の税率で申告することになります。

一方、住民税については、サラリーマンなどの給与所得者は6月の給与から、それ以外の方は6月にお届けする納税通知書で納めていただく税金から10%の税率が適用されます。

Q 所得税は1月から、住民税は6月から変わります。所得税については、税源移譲によって1月から新しい税率が

A 所得税は1月から、住民税は6月から変わります。

〈 所得税(国)と住民税(県・市)の税率の合計 〉



あなたの所得税・住民税 はこのように変わります

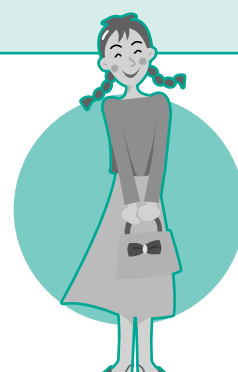
税源移譲では、所得税と住民税を合わせた負担額は変わりません。しかし、定率減税の廃止等により税負担は増えます。

モデルケース① 独身者の場合 給与収入300万円(年額)

税源移譲前(H18)	税源移譲後(H19)
所得税 111,600円	所得税 62,000円
住民税 64,400円	住民税 131,300円
合計 176,000円	合計 193,300円

●平成19年1月から給与天引きの**所得税が減**っています。
 ●平成19年6月から給与天引きの**住民税が増**えます。

定率減税の廃止による負担増額




モデルケース② 夫婦+子ども2人の場合 給与収入700万円(年額)

税源移譲前(H18)	税源移譲後(H19)
所得税 236,700円	所得税 165,500円
住民税 186,100円	住民税 298,300円
合計 422,800円	合計 463,800円

●平成19年1月から給与天引きの**所得税が減**っています。
 ●平成19年6月から給与天引きの**住民税が増**えます。

定率減税の廃止による負担増額




モデルケース③ 夫婦+子ども2人の場合 事業所得500万円(年額)

税源移譲前(H18)	税源移譲後(H19)
所得税 227,700円	所得税 155,500円
住民税 176,800円	住民税 288,300円
合計 404,500円	合計 443,800円

●平成19年6月から納付する**住民税が増**えます。
 ●平成20年2～3月の確定申告で納める**所得税が減**ります。

定率減税の廃止による負担増額



モデルケース④ 70歳独身の場合 年金収入200万円(年額)

税源移譲前(H18)	税源移譲後(H19)
所得税 31,300円	所得税 17,400円
住民税 7,600円	住民税 27,900円
合計 38,900円	合計 45,300円

●平成19年2月から年金天引きの**所得税が減**っています。
 ●平成19年6月から納付する**住民税が増**えます。

定率減税の廃止と住民税の高齢者非課税措置廃止の経過措置による負担増額



※税源移譲前(平成18年)の税額は、定率減税と住民税均等割(4,800円)を含み計算しています。
 ※平成19年度から住民税(市・県民税)の割合は、市民税(市税)約6割、県民税(県税)約4割となります。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとし、夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。

今回は、皆さんの税負担がどのように変わるのか、モデルケース別の例で税負担の変化を掲載しています。
 なお、平成19年度の個々の住民税の概算の額を知りたい方は、市の申告相談受付の際にお尋ねいただくか、2月に全戸配布しました税源移譲のパンフレットの裏面に住民税額の計算方法を掲載していますので、ご自分でも計算していただけます。また高島市のホームページに自動計算式を掲載していますのでご利用ください。
 (※計算した税額は、あくまで目安です。実際の税額は、毎年の収入の状況や家族構成等により異なります。)